

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS協定)附属書Bの5(a)に基づくものです。〕

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成 21 年 4 月 28 日農林水産省令・環境省令第 1 号）等の一部改正等を行う予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正について
- 2 対象品目
愛玩動物用飼料
- 3 趣旨及び目的
愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、砒素に関する成分規格（規定する含有量を超えてはならない）を、「砒素 15 $\mu\text{g/g}$ 」から「無機砒素（無機砒素（Ⅲ）及び無機砒素（Ⅴ）の合計） 2 $\mu\text{g/g}$ 」に改正する。
- 4 適用予定日
未定
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL (03)3502-8111 内線 4546
FAX (03)3502-8275
- 6 意見提出期限
W T O 事務局から配布された日から60日間